

\*\*\*\*\*

国の制度改正等について情報提供させていただきます。

■都市再生特別措置法の改正による「立地適正化計画」における防災指針の記載について  
防災の観点を取り入れたまちづくりを加速化させるため、立地適正化計画の記載事項として、新たに、居住誘導区域内の防災対策を記載する「防災指針」が位置付けられました。防災指針の作成に当たっては、防災まちづくりの将来像や目標等を明確にし、ハード・ソフトの両面からの安全確保の対策を位置付けることが必要となります。

■都市計画運用指針・立地適正化計画作成の改正・改訂について

令和2年9月7日に都市再生特別措置法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、「都市計画運用指針」・「立地適正化計画作成の手引き」が改正・改訂されました。

(1)「都市計画運用指針」の改正

改正法の施行に伴い、防災まちづくりの推進や開発許可の厳格化に向けた留意点などが盛り込まれています。

<詳細はこちら>

⇒ [https://www.mlit.go.jp/toshi/city\\_plan/crd\\_city\\_plan\\_fr\\_000008.html](https://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/crd_city_plan_fr_000008.html)

(2)「立地適正化計画作成の手引き」の改訂

コンパクトで安全なまちづくりを推進するため、災害リスクの高い地域は居住誘導区域からの原則除外を徹底するとともに、居住誘導区域に残存する災害リスクに対しては、立地適正化計画に防災指針を定め、防災・減災対策に取り組むことが必要であることから、防災指針の手引きや「防災・減災の主流化」に向けた留意点等を追加しています。

<詳細はこちら>

⇒ [https://www.mlit.go.jp/toshi/city\\_plan/toshi\\_city\\_plan\\_tk\\_000035.html](https://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/toshi_city_plan_tk_000035.html)

■<情報提供>

かすみがうら市が立地適正化計画を12月1日に公表しました。

⇒ <http://www.city.kasumigaura.lg.jp/page/page009324.html>

■<情報提供>県内立地適正化計画策定状況について<令和2年12月1日時点>

・公表済(19)

水戸市, 日立市, 土浦市, 古河市, 石岡市, 龍ヶ崎市, 下妻市, 常陸太田市, 笠間市, 取手市, 牛久市, つくば市, 守谷市, 坂東市, かすみがうら市, つくばみらい市, 小美玉市, 大洗町, 城里町

・作成中（11）

結城市，常総市，高萩市，ひたちなか市，常陸大宮市，那珂市，神栖市，茨城町，東海村，阿見町，境町

■県都市計画課では，持続可能な「集約と連携のまちづくり」を進めていくため

改正都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画の作成などの市町村の取組を支援しています。

計画づくりやまちづくりに関する事業・各種施策などについて，質問・お悩み等ありましたら，お気軽にご相談ください。